

# 2026年度 町田市立小山小学校 学校いじめ防止基本方針

「いじめ防止対策推進法」及び、「町田市いじめ防止基本方針（2026年1月改定）」を受け、次のように本校の「学校いじめ防止基本方針」及び本校におけるいじめ防止の具体的な取組、組織を定めるものとする。

## I いじめ防止等における基本理念

「いじめは最大の人権侵害である」と言われるように、いじめを受けたことで心身の健全な成長が損なわれるばかりでなく、生命を絶つという決してあってはならない事態につながりかねない。学校が取り組むべき最重要課題である。我々、学校教育に携わる者の使命として、いじめを生まない風土を耕すことを心に刻み、目の前の子供たちに接していく。

## II 学校におけるいじめ防止等に関する取組

### 1 いじめを「防ぐ」（未然防止）

教職員が、いじめの定義、いじめの定義について十分に理解したうえで、児童・生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促す。

#### <具体的な学校の取組>

##### （1）人権教育の充実

いじめは、相手の人権を侵害する行為であり、決して許されるものではないことを子どもたちに理解させる。また、子どもたちが人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。

- ① 「人権教育プログラム（学校教育編）」の活用
- ② 校内研修会の実施（含む職員会でのミニ研修会）

##### （2）心の教育の推進

他人を思いやる心や人権意識を高め、いじめをしない、許さないという人間性豊かな心を育てるために、学校・家庭・地域ぐるみの心の教育を推進する。

特別の教科道徳の授業では、子どもたちの実態に合わせて、心情を揺さぶる教材や資料を工夫し、人としての「気高さ」や「心づかい」「やさしさ」等に触れさせ、自分自身の生活や行動を省みるようにさせる。

- ① 道徳授業地区公開講座の充実  
「自他共に立場や生命を尊重できる児童の育成」  
～思いやりあふれる行動作文の発表・意見交換会～
- ② 「小中一貫町田っ子カリキュラム（規範教育）」の推進
- ③ 「小山小のきまり」の定着（基本的生活習慣・社会性の育成）

### (3) 体験的な活動・コミュニケーション活動の重視

子どもたちが自分と向き合い、他者、社会、自然との関わりの中で、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心などの大切さに気づき、体得できるよう体験的な活動やコミュニケーション活動を取り入れる。

- ① 福祉体験・ボランティア活動
  - 「特養老人ホーム美郷交流」「点字体験」
  - 「アイマスク体験」「手話体験」
  - 「車椅子体験」「車椅子体験者の講話」
- ② さくらぐみとの交流学习及び共同学習
- ③ 異学年交流活動「たてわりロング」
- ④ 小中学校交流行事「リトルティーチャー活動」
  - 「中学校授業体験（出前授業）」
  - 「中学校生徒会による学校説明会」
- ⑤ 児童・生徒会活動「挨拶運動」

## 2 いじめに「気付く」（早期発見）

いじめの早期発見・早期対応のために、日頃から教職員と子どもたちとの信頼関係の構築に努める。いじめは、教職員や大人が気づきにくい場面で発生し、潜在化しやすいことを認識し、いじめを見逃さずに、組織的に解決する。

### <具体的な学校の取組>

#### (1) 実態把握

- ① 「心のアンケート」の実施・結果の活用
- ② 「いじめ総合対策【第3次】上巻・下巻」の活用
  - 【教員のいじめの概念の理解】【未然防止】【早期発見】【早期対応】
  - 【重大事態への対処】

#### (2) 教育相談

- ① 相談体制の充実・気軽に相談できる雰囲気づくり
- ② 相談窓口の紹介（町田市いじめ防止基本方針 5家庭・地域の取組  
（2）相談窓口の周知 参照）
- ③ スクールカウンセラーによる相談窓口の開設
- ④ スクールカウンセラーによる年度初めのアンケート・全員面接の実施（5年生）

### 3 いじめから「守る」（早期対応）

「いじめはどの学校でもどの児童・生徒にも起こり得る」との認識の下、学校いじめ対応チームを中心として組織的に対応する。教職員は、ささいな兆候や懸念、児童・生徒からの訴えを、抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て学校いじめ対応チームに報告・相談し、学校の組織的な対応につなげる。

#### <具体的な学校の取組>

##### (1) 早期対応・いじめ発見時

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をする。いじめられている子どもの悩みや苦しみを取り除くことを最優先に迅速な指導を行う。解決に向けては、学年及び学校全体で組織的に対応する。

また、いじめの再発を防止するため、継続的に見守る。

##### (2) 関係諸機関との連携

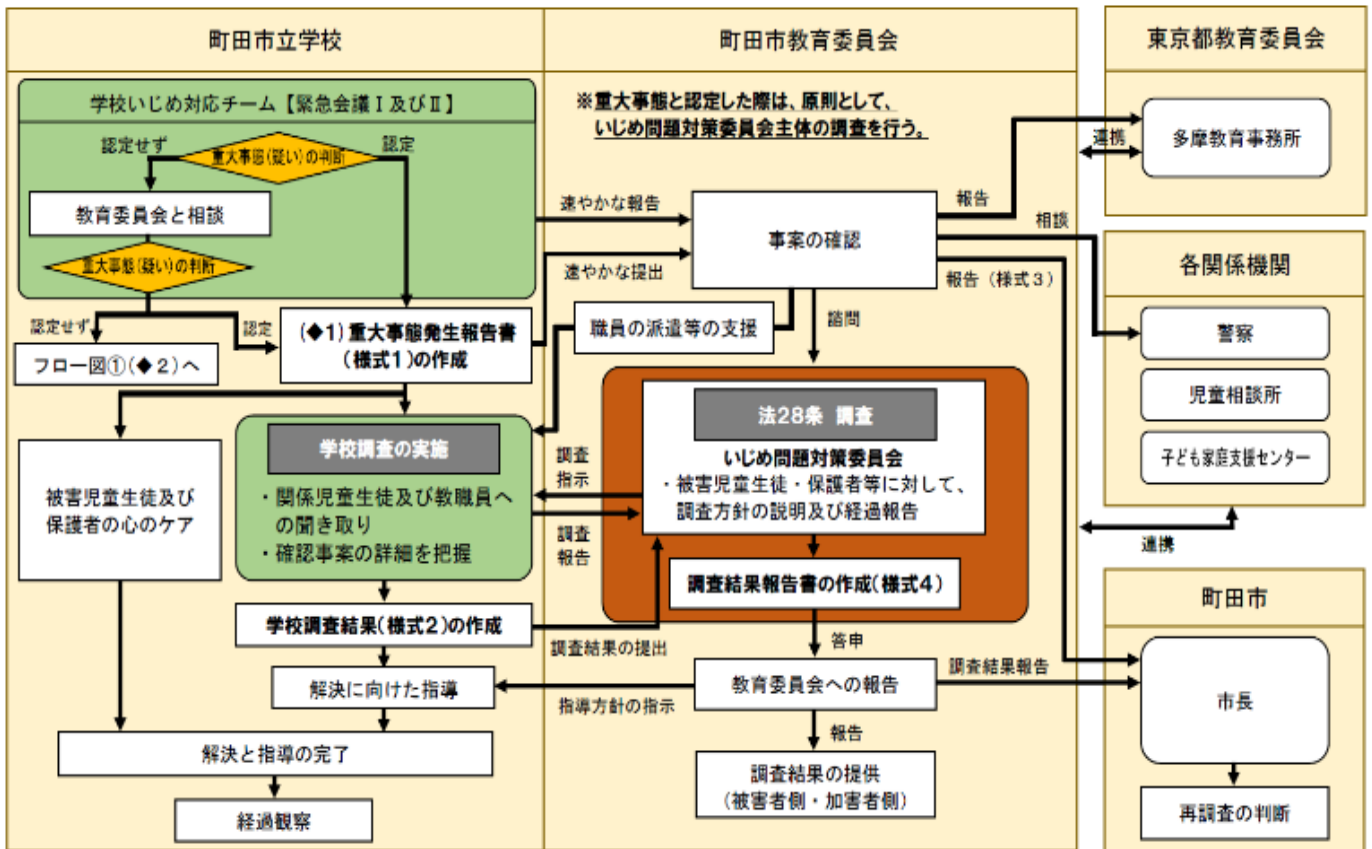
学校だけで解決が困難な事案については、教育委員会や警察、地域等の関係諸機関と連携する。（「いじめ対応マニュアル（改訂版）『守る』『気付く』『防ぐ』」

「6 関係諸機関との連携」参照）

- ①いじめ対応サポートチーム（指導課）
- ②スクールソーシャルワーカー（教育センター・指導課）
- ③保護司、民生・児童委員
- ④町田警察署、南大沢警察署、八王子少年センター、八王子児童相談所
- ⑤学校サポートチーム



フロー図② いじめ重大事態発生時の対応の流れ



## ○いじめが発見されたときの対応の流れ

| 初期対応の流れ  | 取組  |
|--|---|
| 1 いじめの発見・認知<br>2 報告（5W1Hを正確に）<br>「誰が」「いつ」「どこで」<br>「誰と」「何をした」<br>「どのように」    | ○学級担任、教職員による観察<br>○子ども・保護者の訴え<br>○「心のアンケート」<br>○教育相談<br>○外部からの情報<br>○発見者及び認知者は、直ちに生活指導主任、該当学年主任、校長・副校長に報告             |
| 3 事実確認と情報整理及び関係保護者への連絡・説明<br>※ 訴えには、<br>「あなたを全力で守る」<br>「お子さんを全力あげて守る」と伝える。 | ○いじめの態様の把握・教育委員会へ第一報<br>○当該の子ども、関係者からの聞き取り<br>□話しやすい人や場所等の配慮<br>□複数の教職員で聞き取り<br>□情報提供者の秘密を守る<br>○関係保護者へ連絡・説明（家庭訪問が原則） |
| 4 情報共有と共通理解及び校内体制の編成   | ○会議等で情報共有<br>（指導・援助方針の共通理解、役割分担）<br>○スクールカウンセラーや教育委員会、スクールソーシャルワーカー等との連携  |

|                               |   |
|-------------------------------|---|
| <p>5 子どもへの指導及び保護者との連携</p>     | <p>○被害者（いじめられた子ども）へ徹底して味方になる。表面だけで判断せず支援を継続する。</p> <p>○加害者（いじめた子ども）へいじめの背景を理解し、行為について毅然と指導する。</p> <p>○観衆・傍観者（周りの子ども）へ学級・学年等全体の問題として、教師が子どもとともに真剣に取り組む姿勢を示す。</p>       |
| <p>6 関係諸機関との連携及び継続観察・状況確認</p> | <p>○教育委員会へ経過を報告するとともに、関係諸機関との連携を図る。</p> <p>○被害者等への心のケアを優先し、関係の子ども等について、継続観察及び状況確認を行う。</p> <p>○必要に応じて、保護者会の開催など、当該学級の保護者等への説明方法を検討する。</p> <p>○事実・対応経過の記録、情報等を整理する。</p> |

#### IV 小山小学校「いじめ対応チーム」

本校では、いじめ問題への組織的な取組を推進するため、いじめ問題に特化した機動的な「いじめ対応チーム」を設置する。「いじめ対応チーム」は月1回の定例会を開催し、いじめの未然防止、早期対応の取組を確認するとともに、必要に応じて臨時会を設定し、いじめの対応を行う。

また、このチームを中心として、全教職員で共通理解を図り、学校全体でいじめ対策を行う。

##### 【構成】

|                |   |        |   |               |   |
|----------------|---|--------|---|---------------|---|
| 校長             | ○ | 副校長    | ○ | 主幹教諭          | ○ |
| 生活指導主任         | ○ | 養護教諭   | ○ | 当該学年主任        | ○ |
| スクール<br>カウンセラー | ○ | 当該学級担任 | ○ | 不登校対応<br>専任教諭 |   |
| 関係教員           | ※ | 教育相談担当 | ○ |               |   |

### 【役割】

- いじめ対応チーム定例会の開催、緊急会の開催
- いじめの防止等に係る学校の年間活動計画（校内研修、いじめに関する授業、スクールカウンセラーによる是認面接、保護者会での説明、子どもの主体的な活動への支援など、それぞれの実施計画）の作成
- 心のアンケートの実施後の情報共有、確認
- 個々のいじめやいじめの疑いの事案について、現状と対応の進捗状況を確認するとともに、今後の対応策を決定する。
- 子どもの様子で気になることがあったとき、子ども間でトラブルが発生した時など、教員から報告を受けるとともに、教職員間で情報を共有する。
- 教員から、子どもの様子で気になることが報告された場合は、事実確認の方法を決定する。
- 事実確認の結果について報告を受け、当該の事案が、いじめであるか、いじめの疑いの状況であるか等について判断する。
- いじめ等について、実態に基づき、早期解決に向けた対応方針を協議する。
- 子どもに対して中心となって対応を行う学級担任等に、適切に助言をしたり相談依頼したりする。
- 全てのいじめの事例について、共通の様式等で記録を残し、他の教職員が確認できる方法により保管する。

## V 教員の研修計画について

全ての教職員が、「いじめ」をはじめとしたいじめ防止対策推進法の趣旨や、「学校いじめ防止基本方針」の内容等を十分に理解し、職員の対応力や校内の組織力の向上を図るために、以下の通り、教員の研修を行う。

| 実施月 | 内容                             |
|-----|--------------------------------|
| 6月  | • いじめの定義の確認    • 心のアンケートの活用の仕方 |
| 10月 | • 重大事態への対応及び未然の防止のための取組        |
| 1月  | • 長期欠席児童への対応及び校内でのいじめの未然防止     |

## V いじめを未然防止、早期解決するための授業計画

いじめ問題の未然防止、早期解決につなげるために、児童・生徒に対して以下の計画でいじめに関する授業を実施する。

| 学年 | 実施月 | 教科 | 内容・単元名など                      |
|----|-----|----|-------------------------------|
| 1年 | 4月  | 生活 | きょうから1ねんせい 学校生活について           |
|    | 9月  | 学活 | クラスのみあてをきめよう ともだちについて         |
|    | 10月 | 道徳 | 「ダメ」「勇気を出して」(善悪の判断)           |
| 2年 | 4月  | 学活 | いじめの定義の確認 「仲良く過ごすために」         |
|    | 6月  | 道徳 | 「森のともだち」                      |
|    | 11月 | 道徳 | 「学びゆうえんのさつまいも」(親切)            |
| 3年 | 1月  | 道徳 | 「やさしい人大さくせん」                  |
|    | 10月 | 学活 | 互いの個性尊重 「自分のよいところカード」         |
|    | 11月 | 道徳 | 「たまちゃん、大すき」                   |
| 4年 | 4月  | 国語 | 「ちがうって、おもしろい」                 |
|    | 6月  | 道徳 | 「いっしょになってわらっちゃだめだ」<br>(節度・節制) |
|    | 10月 | 保健 | 育ちゆく体とわたし (心身の成長の個人差)         |
| 5年 | 4月  | 学活 | いじめ、いやがらせとは？(いじめの定義)          |
|    | 6月  | 道徳 | 身近にあるいじめ 「どうすればいいんだ」          |
|    | 11月 | 道徳 | わかり合うために「ブランコ乗りとピエロ」          |
| 6年 | 6月  | 道徳 | 友達と理解しあう 「ばかじゃん！」             |
|    | 9月  | 学活 | SNSルールの確認 ※SNSノートの活用          |
|    | 1月  | 学活 | 人間関係を築くうえで大切なこと 中学生に向けて       |